

国不建推第37号
国不専建第26号
令和3年12月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長
(公 印 省 略)

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従前より貴団体傘下建設企業等に対する指導方お願いしているところである。

今後、資材や原油の価格高騰等が続く中、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適切な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業を守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月29日国総建第100号)の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。また、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第30号)が令和元年6月12日に公布され、この改正内容を反映した建設業法(昭和24年法律第100号。以下「改正建設業法」という。)が令和3年4月1日より完全施行された。改正建設業法では、建設業における働き方改革を踏まえ、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、労務費相当分を現金で支払うよう配慮する規定等が新たに追加されたところである。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされており、このような行為はダンピング受注や技能労働者の賃金水準の低下等につながりやすく、建設業における担い手の確保や育成を困難にしている原因となりうるものである。

加えて、近年、建設業者の施工不良に関する問題が大きく報道されるなど社会的に注目を集める事案が相次いで発生しており、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきている。

ついては、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令、「工期に関する基準」(令和2年7

月20日中央建設業審議会決定)、「建設業法令遵守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより下請負人の選定に関与する全ての者に対して指導されたい。

記

1. 見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。）による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の書面（電磁的方法を含む。）による提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法第19条第1項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く。）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。労務費、法定福利費、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、労務費については、建設業法第20条の規定により、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費や労務費その他の経費の内訳を明らかにして建設工事の見積りを行うよう努めなければならないこととされていることから、この趣旨を踏まえ、各業種の実情に応じて、労務費の総額や、可能な場合においてその根拠となる想定人工の積上げによる積算を明示することが望ましい。さらに、今後建設キャリアアップシステムの普及により、建設技能者の能力評価が進展することを見据え、建設技能者の地位や技能を反映した具体的な労務費の見積りとするのが望ましい。このほか改正建設業法第20条の規定により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければならないことにも留意すること。

昨今においては、資材や原油の価格が高騰している状況にあることから、材料費や燃料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。加えて、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分配慮するとともに、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面（電磁的方法を含む。）による見積依頼及び見積書の提出を徹底すること。また、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不適当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人とが協議して請負代金の額を適切に変更すること。さらに、元請負人が請け負った建設工事について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金の額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し協議を求めることができることにも留意すること。なお、下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係におい

ても、昨今の資材等の価格高騰を踏まえ、適切に対応することが重要であることに留意すること。

また、改正建設業法第20条の2の規定により、建設工事の注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

2. 社会保険加入の徹底について

改正建設業法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件とされた点に留意すること。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされた点に留意すること。加えて、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っている建設キャリアアップシステムに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認及び指導については、建設キャリアアップシステムの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

平成24年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であることから、平成30年6月からは、国土交通省直轄工事において、元請建設企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を行ってきたところであるが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第35号）の改正内容を反映した「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「改正品確法」という。）及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（令和元年10月18日付け閣議決定、同月21日付け国土交通省告示第721号。以下「改正品確法基本方針」という。）において、元請負人に限らず全ての下請負人を含む公共工事等を実施する者は、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととされたところである。

3. 適正な法定福利費及び労務費の確保について

建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」には、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費が含まれると同時に、法定福利費の算出元である労務費においても「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費と労務費は必要経費として適正に確保することが必要である。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及

び本人負担分を含んだ適正な法定福利費及び労務費の確保に努めること。なお、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によると、一定の改善は見られたものの、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費及び労務費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費に加え、労務費の総額、またその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費及び労務費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負代金に反映すること。

下請負人においては、注文者に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費に加え、労務費の総額、また可能な場合においてその根拠となる想定人工を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、平成29年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したところである。しかし、公共工事においては特に二次・三次以下の下請負人間で導入が進んでいない状況にある。公共工事、民間工事を問わず、受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された請負代金内訳書の活用徹底に向けて、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

4. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面（電磁的方法を含む。）による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な額の請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の額の変更に関する定め等を明示すること。

特に、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際、下請負人からの見積りを十分に尊重して、双方が合意して契約することが必要である。下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、そ

の額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事等の着工前に書面（電磁的方法を含む。）による変更契約を徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意すること。

なお、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない（電磁的方法により行うことも可能。）ことに留意すること。

5. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

平成31年4月1日より施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）において、建設業については、令和6年4月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保や長時間労働の是正など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進する必要がある。そのため、政府において策定している「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂）や改正建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・改正品確法・改正品確法基本方針の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、元請建設企業と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保や長時間労働の是正などに努めること。

6. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底

に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となるときは、請負契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号、令和3年3月2日国不建第404～405号改正）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることとしており、建設キャリアアップシステムを活用されたい。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日国土建第272号）や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日国土建第309号）に十分留意すること。

7. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。

8. 下請代金の支払について

改正建設業法第24条の3において、労働者の雇用の安定を図る観点から、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮をしなければならないこととされた。これを踏まえ、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）については現金払とするよう支払条件を設定することとし、手形等による支払は慎むこと。労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む。）以外の支払において現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

また、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（昭和46年3月

12日通商産業省告示第82号)及び「下請代金の支払手段について」(令和3年3月31日20210322中庁第2号・公取企第25号。以下「手形通達」という。)において、下請取引の適正化に努めるよう要請されているため、元請負人は次の点についても留意しなければならない。元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行う必要があることに留意すること。手形等で支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、元請負人と下請負人の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、元請負人は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。なお、割引料等のコストについては、実際に下請負人が近時に割引をした場合の割引料等の実績等を聞くなどの方法により把握することが考えられる。手形期間については60日以内とすること。

また、手形通達によって要請されている取組に加えて、「成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)」において、手形の利用廃止に向けた取組を促進することとされていること等を踏まえ、建設業界においても、発注者も含めて関係者全体で、手形の利用廃止等に向けて、前金払等の充実、振込払及び電子記録債権への移行、支払期間の短縮等の取組を進めていくよう努めることが重要であることについても留意すること。

特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、一括決済方式及び電子記録債権を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内に、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払(出来高払)や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第3項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適

用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

9. 下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。建設工事に従事する建設技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるようにする建設キャリアアップシステムの活用について、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。その工事に従事する下請負人に対して事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録及び能力評価を受けるよう指導し、一人一人の建設技能者が各現場でのカードタッチ等により就業履歴を蓄積し、蓄積した就業履歴と保有する資格によって適切な処遇を受けられるよう、環境整備を図ること。加えて、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について、建退共制度の加入事業者、すなわち共済契約者は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、掛金を納付しなければならない義務があり、その掛金は工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして、元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものと解される。公共工事においては、積算上、掛金納付に係る事業主負担額が予定価格に反映され、かつ、発注の条件となっている等により普及が進んでいるが、現場の技能労働者一人ひとりに掛金の充当が徹底されるよう、元請負人と下請負人との間における建退共制度関係事務を適切に行うとともに、改めて、元請負人は、下請負人が他の退職金制度を活用している場合等に慣用的に用いられてきた辞退届を使用せず、下請負人から提出される建設業退職金共済制度加入労働者数報告書を踏まえ、工事に従事する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、掛金納付に係る額を適切に見込んだ工事の見積りを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金を受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。さらに、元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請負人に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるため、適切な運用を行えるよう

に努めなければならないことに留意すること。建退共制度の手続きについては、本年4月より、電子申請方式の本格実施及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始しているため、元請負人は建設キャリアアップシステムの積極的な活用及び建退共制度の適切な運用を行うことに特に留意するとともに、下請負人は、元請負人と連携し、建設技能者の就労実績の把握と掛金充当の徹底に努めること。

また、元請負人は、建退共制度関係事務を受託する場合、工事ごとに、電子申請方式と証紙貼付方式のいずれかを選択した上で、下請契約を締結し、又は再下請通知を受けるときに、全ての下請負人に対して、当該元請負人が選択した方式によって行うよう求めること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

10. 技能労働者への適切な賃金の支払について

建設業の高齢化が進行する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。改正品確法及び改正品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金を定める下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金等の労働環境の改善が、元請負人に限らず全ての下請負人も含めた受注者等の責務とされたところである。

また、平成25年4月以降これまで9度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（以下「建設業4団体」という。）に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、技能労働者の賃金は平成24年以降、上昇傾向が続いている。一方で令和3年3月から適用している公共工事設計労務単価は新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、前年度単価を下回った42%の地域・業種で前年度単価に据え置く特別措置を講じているが、相当の地域・業種で賃金が横ばい、あるいは減少していることが明らかになっている。また、本年3月30日に国土交通大臣と建設業4団体の意見交換会において、今後の担い手確保のため、様々な課題もあり、困難を伴うものの、本年は概ね2%以上の賃金上昇の実現を目指すという旗印のもと、全ての関係者が可能な取組を進めることとされた。以上のことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、9年続いている好循環の流れが途切れないう、発注者からの適切な価格での受注、見積依頼・提出を踏まえた双方の協議による適正な手順を経た適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、実態調査によると、高次の下

請負人において、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっている傾向があることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ、令和2年1月30日改正）に関する情報、公共工事設計労務単価改定後の請負契約に係る情報、社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、引き続きその周知に努めること。

1 1. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等について

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等に対する配慮については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」（令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号）等を通知してきたところであるが、改めて建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、適切な工期の見直しや一時中止等の措置、それに伴う適正な手順による書面（電磁的方法を含む。）による契約締結、下請代金の設定及び適切な代金の支払等を実施するため、上記1から10までの事項に十分留意し、元請負人と下請負人の間の取引の適正化の徹底等に努めることに加え、引き続き「駆け込みホットライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めること。

また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月12日改訂版））」を踏まえ、建設現場の「三つの密」対策及び対策に伴う熱中症リスク軽減等を徹底すること。

1 2. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止について

改正建設業法第24条の5の規定により、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

1 3. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても、上記1から12までの事項に準じた配慮をすること。